

佐賀県佐賀空港事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第62号

佐賀県佐賀空港事務所設置規則の一部を改正する規則

佐賀県佐賀空港事務所設置規則（平成10年佐賀県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 各種の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>施設課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 空港の施設の維持、修繕及び管理に関すること。</p> <p>(3) 空港公園の維持、修繕及び管理に関すること。</p> <p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 前項に定める者のほか、事務所に課長を置くことができる。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 前条第2項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、事務所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</u></p> <p>(所長の専決事項)</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 各種の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>施設課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 空港の施設の維持、修繕、<u>整備</u>及び管理に関すること。</p> <p>(3) 空港公園の維持、修繕、<u>整備</u>及び管理に関すること。</p> <p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 課に係長を置くことができる。</u></p> <p><u>3 前2項に定める者のほか、事務所に課長及び係長を置くことができる。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</u></p> <p><u>5 前条第3項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、事務所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</u></p> <p>(所長の専決事項)</p>

改正前	改正後
第7条 略 2 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。 3 略	第7条 略 2 <u>副所長</u> 、課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。 3 略

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。